



# ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

## 当面の弊事務所としての巡回監査の対応について

P1

桜の花もちらほらと咲き始め、少しずつ暖かくなって春の到来を感じられるこの時節ですが、ご承知のとおり、例年とはまったく違う新年度を迎えることとなりました。

新型コロナウイルスという、私達も経験したことのない、見えない敵との闘いの真っ最中にあります。国内だけで見ても、昨日も全国で1日240名超の新規患者が増加しました。そして兵庫県でも11名、姫路市でも2名の新規患者が発生し、累計の患者数の増加とともに、収束どころかまさにこれから正念場を迎えようとしております。

各企業様また関係各位におかれましては、実態的にまたは精神的にも、少なからぬ影響が出ておられることと思います。まずは、お客様とその役員・従業員様、そしてそのご家族、関係する皆様全員の感染防止を第一優先にしながら、事業の安定的な継続に向けて、日々の活動に力を注いでいただきますようお願い申し上げます。

そしてこの状況においては、私ども尾上会計事務所としても、通常の業務として実施しております毎月の巡回監査を、今後どう実施すべきであるのか、考えなければならない状況になっていると認識しております。

連日ニュースで流れておりますように、症状の出ない人もいらっしゃって、無症状のまま人にうつす可能性があるとするれば、熱もなく体調の変化もないからと言って、これまでと全く同じようにお邪魔していいかどうかです。「自分がすでにうつっていると思って、人にうつさないように行動する」ところまで求められるようになってきております。

感染防止にむけて、弊事務所そして各担当者は、公私において、政府や関係公共機関が出したガイドラインに沿った対策を講じた上で、毎月の巡回監査は、もちろん基本的にはできるだけ継続して実施させていただきたいと考えております。

しかし、感染防止の観点からは、お客様におかれましては、外部からの訪問者の受け入れ方針も今後変更になる場合もあるかと思えます。外部からの訪問をできるだけ制限する方針となった時に、私どもの担当者も例外ではないとするれば、資料をお預かりしての監査も、対応させていただきますので、ご遠慮なくお申し付け下さい。その際は、資料を取りに上がる方法を前提としながら、場合によっては資料を送っていただくことで、接触の機会をより少なくすることも可能です。

現状では、ご承知のとおりマスクや消毒液等も不足し、その調達もままならず、感染防止対策としてできることにも限りがあります。ご迷惑を掛けないように注意しながら、この難局を乗り越えて行かなければと思えます。ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



## 新型コロナウイルスに対する企業支援策一覧

P2

新型コロナウイルスによる企業への影響を緩和し、企業を支援するための各種施策が中小企業庁のホームページに案内されていますので、概要をご紹介します。

お困りの方は、詳細を確認の上、ご活用下さい。なお、2020年3月27日現在の情報であり、今後変更になる可能性があります。(記事担当：小山)

| ( 融資 )                     |   |
|----------------------------|---|
| セーフティネット貸付                 | 基準金利。売上高等の要件なしに緩和。  |
| 新型コロナウイルス感染症特別貸付<br>危機対応融資 | 金利は当初3年間0.9%引下げ。<br>売上高の要件：5%以上減少。  |
| 特別利子補給制度                   | 上記、特別貸付または危機対応融資を利用した事業者を対象に、借入後3年間利子補給。<br>売上高の要件：0%~20%以上減少(会社規模によって違いあり) |

### 融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

実質無利子融資

金利▲0.9%引下げ

金利引下げなし

#### 新型コロナウイルス感染症特別貸付 危機対応融資

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)については、柔軟に対応

#### セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

+

#### 特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主(小規模)：要件なし  
小規模(法人)：売上高▲15%減  
中小企業：売上高▲20%減

また、小規模事業者※であれば、**マル経融資**

を活用し、別枠で最大1,000万円まで、金利を▲0.9%引き下げることが可能。

※商工会・商工会議所の経営指導を受けることが条件

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX



# ハクシオンレター



FAX INFORMATION

Vol.284 2020 / 4月号

FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



## 【 資金繰り支援（貸付・保証） 】

### （ 信用保証 ）

|            |   |
|------------|---|
| セーフティ保証 4号 | 一般保証とは別枠で、全国を対象に100%保証。<br>売上高の要件：25%以上減少。                |
| セーフティ保証 5号 | 一般保証とは別枠で、影響を受けている業種を対象に80%保証。<br>売上高の要件：5%以上減少。（上記4号と同枠） |
| 危機関連保証     | セーフティ保証とは、さらに別枠で、全国・全業種を対象に100%保証。<br>売上高の要件：15%以上減少。     |

## 【 雇用関係 】

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 雇用調整助成金の<br>特例措置               | 雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練、出向を行い雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部（中小企業2/3）を助成するもの。新型コロナウイルスの影響による場合、助成金を受けるための、各種要件が緩和されています。 |
| 小学校等の臨時休業に伴う保護者の<br>休暇取得支援     | 小学校等の臨時休業に伴い、子供の世話をを行うため休職する労働者（正規・非正規を問わず）に、法律上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた企業に助成金を支給。<br>支給額：休暇中に支払った賃金相当額（日額上限 8,330円）                                  |
| 小学校等の臨時休業に伴う保護者支援<br>（個人事業主向け） | 小学校等の臨時休業に伴い、子供の世話をを行うため契約した仕事ができなくなっている個人事業主に対し定額を支給。<br>支給額：日額 4,100円   |
| 厚生年金保険料等の<br>猶予制度              | 厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な場合、納付の猶予が認められる場合があります。猶予期間中の延滞金が一部免除されます。  |

## 【 税の申告・納付 】

|              |   |
|--------------|---|
| 国税の猶予制度      | 国税を一時的に納付することが困難な場合は、納税の猶予が認められることがあります。猶予期間中の延滞税の全部または一部が免除されます。 |
| 地方税の猶予<br>制度 | 地方税を一時的に納付することが困難な場合は、納税の猶予が認められることがあります。                         |

## 【 電気・ガス料金の支払い 】

|         |  |
|---------|--|
| 支払期日の猶予 | 緊急貸し付けを受けた方であって、一時的に電気・ガス料金の支払いに困難を来している場合、支払期日の繰り延べが認められることがあります。 |
|---------|--|

## 【 輸出入手続きの緩和等 】

|                  |                                       |
|------------------|---------------------------------------|
| 許可証、承認証の<br>期限延長 | 輸入承認証、関税割当証明書、輸出許可証の有効期間を延長することができます。 |
|------------------|---------------------------------------|

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

**FAX 079-288-0997**

FAX